

裁 決 書

審査請求人

住 所

氏 名

代理人

住 所

氏 名

処分庁 能代市福祉事務所長
佐藤 喜美

平成18年12月19日付けで提起された生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護変更申請決定処分に対する審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

処分庁の審査請求人に対する平成18年11月10日、11月15日、12月4日付け（能福発第1620号）保護変更決定処分を取り消す。

12月4日付け（能福発第1621号）通院移送費に関する保護変更申請却下処分に係る審査請求については棄却する。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が審査請求人（以下「請求人」という。）に対して平成18年11月10日付けで行った生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護変更申請却下処分（以下「本件処分1」という。）、同年11月15日付けで行った保護変更申請却下処分（以下「本件処分2」という。）、同年12月4日付けで行った保護変更申請却下処分（以下「本件処分3」という。）、及び同年12月4日付けで行った通院移送費に関する保護変更申請却下処分（以下「本件処分4」という。）について、それぞれその取り消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、要するに次のとおりであり、請求人はこれらの点から、本件各処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

- (1) 処分庁は、請求人が保有している自動車について、保有を否認として処分指導を続けてきたが、平成18年11月10日、保有要件には該当しないものの、生活状況等を踏まえて総合的な判断により保有を容認したが、本件処分1、2及び3において、保有を容認された自動車の維持費について、勤労収入から控除しないのは次の理由により不当である。
 - ・ 請求人は、平成18年2月より会社に勤務しており、請求人の健康及び年齢等の状況からして、自動車による通勤が最も適切で唯一の方法であり、他の交通機関（例えばバス、自転車など）による通勤は全く不可能であること。
 - ・ 保有を認められた自動車を就労のための交通手段として使用することは、生活保護の趣旨に反しないものであること。
 - ・ 請求人は、現実通勤に使用しており、バス等の他の交通手段よりも経済的なことは明らかである。請求人が収入認定されている収入は本件自動車の維持費などの実費の支出を持って得られたものであるから、その費用を控除しないで収入認定を行うことは事実を反し違法であること。
- (2) 請求人の通院交通費について、保有自動車による通院費用に相当する燃料費を通院交通費として支給しないのは、請求人が最低生活費から燃料費を捻出しなければならないので不当である。

第2 処分庁の弁明

処分庁は、次の点を理由として、本件処分は適法であると主張し、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めている。

- (1) 請求人が所有する自動車については、平成17年3月17日保護開始時において、厚生労働省通知が示す保有要件に該当しないことから処分指導とした。しか

し、審査請求人が熱心に求職活動を行っていること、就労による自立の可能性も認められること、特定疾患であるという状況を踏まえて、自動車の処分指導を保留していたこと。

- (2) 自動車の保有については、平成18年11月10日、厚生労働省通知の通勤用自動車、障害者の自動車保有には該当しないが、請求人が特定疾患に罹患していること、処分指導による就労意欲を低下させないための視点等から容認しなければならない事情があるとして生活用品としての自動車の保有を容認したこと。
- (3) 生活用品として保有容認したもので、通勤用自動車としての保有容認でないことから、維持経費を必要経費として控除しないことは正当であること。
- (4) 通院に使用した自動車の燃料代を通院交通費として給付しないのは、医療扶助による移送の給付は、「適当な交通機関により患者を輸送し、乗車券を与え、又は、必要な金銭を給付する等」とされているが、必要な金銭の給付とは、交通機関を利用した場合に対象となるものであり、通院に使用した自動車の燃料費は、給付の対象にならないものであること。

第3 当庁の認定事実及び判断

1 認定事実

調査したところ、次の事実が認められる。

- (1) 請求人は、平成17年3月17日から、母との二世帯として、法による保護を受けていること。
- (2) 処分庁は、保護開始時に保有していた自動車について、保有要件を満たしていないことから処分指導としたが、平成17年6月末日まで処分指導を保留したこと。
- (3) 処分庁は、平成17年6月22日、請求人宅を訪問するも不在であったこと。その際に、自動車の処分指導の保留期間が6月末日で終了し、7月から処分指導となること。通院交通費については、移送費で対応可である旨置き手紙としたこと。また、同日、請求人から電話があり、どうしても車を処分しなければならないか問いあわせがあり、保有要件を説明し要件を満たしていない場合保有を容認できない旨説明したこと。
- (4) 処分庁は、平成17年8月、請求人から自動車の使用を引き続き認めて欲しいとの要望があったことから、処分庁として基本的に処分指導に変わりはないが、請求人が熱心に求職活動を行っていること、就労による自立の可能性が見込まれること、膠原病という特定疾患であることを考慮し、請求人の状況を踏まえて処分指導をどうするか検討することとし、処分指導を保留としたこと。
- (5) 処分庁は、平成18年1月24日、請求人宅を訪ね母と面接し、現在の就労先にパート勤務が決まり、週4日で4～5時間勤務し、通勤には車を使用、給料日は不明と母から聴取したこと。

その後、処分庁は、請求人からの電話で、勤務時間、勤務曜日、時給、給与支払日について報告を受けた。また、同年1月20日には熱を上げたとの報告も受けたため、無理しないよう助言したこと。

- (6) 請求人は、平成18年10月30日、処分庁を訪ね、自動車の維持経費（通勤のガソリン代、車検代、任意保険料等）について、自動車の保有は容認されていると考えていることから、就労開始時から、収入より実費控除してほしいとの要望を行ったこと。処分庁は、自動車の保有を容認していないので控除はできないことを伝えるとともに、請求人の申し出もあり、改めて保有の可否について検討することとし、同年11月10日までに回答することとしたこと。
- (7) 処分庁は、平成18年11月8日、主治医を訪ね請求人の病状把握を行ったこと。
- (8) 処分庁は、平成18年11月6日、8日及び9日に請求人の自動車の保有についてケース診断会議を開催したこと。ケース診断会議において、通勤用自動車、障害者の自動車保有のいずれにも該当せず、保有要件を満たしているとは判断できないものの、請求人が特定疾患（膠原病）に罹患しており、日光に当たることが病状を悪化させる状況にあること、処分指導による就労意欲を低下させないための視点等から総合的な判断により、保護手帳別冊問答集（問134）のなお書きの「容認しなければならない事情」があるとして、生活用品としての自動車の保有を容認すると判断をしたこと。
- (9) 処分庁は、平成18年11月10日、請求人宅を訪問し、請求人の自動車については、保護開始後処分指導を保留している状態であったこと、保有について改めて検討したのは請求人からの口頭による申し出（10月30日）があったからであることを伝えた上で、口頭により、生活用品としての自動車の保有を容認するが、通勤用自動車としての保有容認でないことから、自動車の維持費は控除できないと伝えたこと（本件処分1）。この際、請求人から文書による回答を求められたので、後日そのように取り扱うこととしたこと。
- (10) 処分庁は、平成18年11月15日、請求人宅を訪問し、回答文書を手渡したこと。（本件処分2）
- (11) 請求人は、平成18年11月20日、ガソリン代と車検代にかかる保護変更申請書を持参したこと。処分庁は、申請内容がはっきりしないことや挙証資料（領収書等）が添付されていないことから、具体的な検討ができないので、少し相談したいと申し出たが、請求人は、仕事があり時間がないので、後日来所するとして帰り、保護変更申請書の提出はなかったこと。
- (12) 処分庁は、平成18年11月22日、請求人からガソリン代と車検代にかかる保護変更申請書を郵送により受理し、申請書には別紙車検代のお願いと記載され、保護（変更）を申請する理由と平成18年10月16日発行の請求明細書が添付されていたこと。



(13) 処分庁は、平成18年12月4日、11月22日に郵送で受理した保護変更申請について、通勤用自動車として保有容認したものでないことから勤労収入から自動車維持経費は控除できないとして却下（本件処分3）、自動車を使用した車の燃料費については、通院交通費にあたらぬとして却下（本件処分4）と決定し、翌12月5日に請求人宅を訪ね、却下通知書を請求人が不在であったことから請求人の母に手渡したこと。

2 判断

自動車については、一般的に、その本体価格自体高額であり、維持費や保険料等の負担も大きいことから、自動車が高い普及率を示している現状でもなお、最低限度の生活には相応しくないと解されているところである。

一方で、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）及び「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保発第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「保護課長通知」という。）によれば、被保護者が自動車の保有を認められるのは、①事業用として活用されている場合（局長通知第3の3）、②障害者が自動車により通勤する場合（保護課長通知第3の9）、③山間へき地等地理的条件、気象的条件が悪い地域に居住する者等が自動車により通勤する場合（保護課長通知第3の9）、④障害（児）者が通院、通所及び通学のために自動車を使用する場合（保護課長通知第3の12）と定められている。

これを本件についてみると、処分庁は、請求人が所有する自動車は、認定事実（2）～（4）によると保護開始時から上記に示す保有要件に該当しないとして処分指導としていたが、請求人が熱心に求職活動を行っていること、就労による自立の可能性も認められること、特定疾患であるという状況を踏まえ、自動車の処分指導は保留とし、認定事実（5）によると平成18年1月にパート勤務決定後においても、自動車の処分指導は保留の状態を継続していた。その後、認定事実（6）～（8）によると、平成18年10月30日の請求人の申請（要望）により自動車の保有について再検討し、通勤用自動車保有、障害者の自動車保有のいずれにも該当せず、保有要件を満たしているとは判断できないものの、請求人が特定疾患（膠原病）に罹患しており、日光に当たることが病状を悪化させる状況にあること、処分指導による就労意欲を低下させないための視点等から総合的な判断により、保護手帳別冊問答集（問134）のなお書きの「容認しなければならない事情」があるとして、生活用品としての自動車の保有を容認すると判断し、平成18年11月10日に自動車保有の容認及び通勤用自動車としての容認でないことから自動車の維持費は維持費は認められないと口頭で伝えている。

そこで、自動車の保有は、前述のように、原則的には認められないものであるが、処分庁が、請求人が特定疾患（膠原病）に罹患しており日光に当たることが病状を悪化させる状況にあること、処分指導による就労意欲を低下させないための視点等から、「容認しなければならない事情」があるとして、自動車の保有を容認すると判断していること、請求人が自動車を利用して通勤している事実から、自動車の保有を認めた場合、その用途については、遊興等除いて生活保護法の趣旨に反しない程度の利用であれば容認しても差し支えないものであり、なおさら、就労のために自動車により通勤する場合に限っては、自動車の維持費が公共交通機関の利用料金よりも少ないことを条件に認めるべきと考えることが妥当である。よって本件処分1～3については、自動車の維持経費について必要経費を認めない決定をしようる事由には当てはまらない。

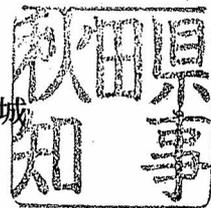
次に、通院交通費について、保有自動車による通院費用に相当する燃料費を通院交通費として支給しないのは、請求人が最低生活費から燃料費を捻出しなければならないので不当であるとの申し立てであるが、保護課長通知第3の12によると、障害者の通院等に保有を認める場合においても、自動車の維持経費を他からの援助等により確実にまかなえることを条件としており、燃料費を通院交通費として支給対象と想定していないと判断に誤りはなく、よって、本件処分4に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおりであり、本件審査請求については、主文のとおり裁決する。

なお、処分庁における自動車保有の適否（認否）の判断についてであるが、平成17年3月17日の保護開始時における留保判断は適正と認められるが、留保決定後の被保護者の生活状況の変化に応じた判断が適正に行われておらず、また、被保護者への指導及び説明もなされておらないことから、保護の実施機関として不適切な処遇事例であり、今後は、各被保護者の状況に応じた適切な処遇を行う必要がある。

平成19年1月31日

秋田県知事 寺田 典城





教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として（訴訟において市を代表するものは市長となります。）決定の取り消しの訴えを、あるいは県を被告として（訴訟において県を代表するものは知事となります。）この裁決の取り消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取り消しの訴えを提起することができなくなります。）。